

岩手医科大学歯学会細則

(総則)

第1条 会則第25条により本細則を定める。本会の運営に関しては会則によるほか本細則による。

(会員)

第2条 名誉会員は評議員会の議を経て会長が推薦する。

第3条 賛助会員は評議員会の承認を要する。

第4条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出しなければならない。
但し、会費の未納があるときは完納時まで退会を保留する。

第5条 既納の会費は理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

第6条 会費は毎年3月31日までに納入する。

第7条 会員で2カ年の会費滞納があった場合退会したものとみなす。

(役員)

第8条 1. 評議員は正会員による選挙により15名程度選出し、若干名を会長が評議員会に諮って委嘱する。
2. 監事は立候補制とし、立候補者の中から評議員選挙と同時に選挙により選出する。

また監事は他の役員を兼ねることができない。

第9条 役員に欠員が生じたときは会長が補充し、評議員会の承認を得る。任期は残任期間とする。

第10条 総会の議長は会長がこれにあたり、議事の採択は出席者の過半数をもって決定する。

総会の議事については会長がこれを会員に明示する。

第11条 評議員会は会長が召集する。評議員1/3以上から評議員会の開催の請求があったとき
会長はこれを召集しなければならない。

第12条 評議員会は評議員の2/3以上の出席により成立し、その議決は過半数の同意により決する。
但し、委任状をもって出席とみなす。

評議員会の議長は会長がこれにあたる。

第13条 理事会は次に掲げる事項について評議員会の議決を経て総会に報告する

1. 事業報告および収支決算報告

2. 事業計画および予算

各会議の議事録は理事会が作成し、議長の承認を得てこれを保管する。

第14条 理事会は各種の委員会をおくことができる。

(事業)

第15条 理事会は学術に関する事業のために学術委員会をおく。

委員会規定は別に定める。

第16条 理事会は機関誌編集のために編集委員会をおく。

委員会規定、投稿規定は別に定める。

第17条 理事会は利益相反の管理のために利益相反マネジメント委員会／倫理委員会をおく。

委員会規定は別に定める。

第18条 本会は目的達成のために講演会、講習会などを開催する。

第19条 本会の事務を処理するために専任の職員をおくこととする。

(改正)

第20条 本細則の改正は評議員会の議決を必要とする。

附則 本細則は昭和50年11月3日よりこれを施行する。